

第1 目的及びその適用範囲等

1 目 的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇株式会社の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画に定めた事項については、〇〇〇〇株式会社に勤務し、又は出入りする全ての者に適用する。

3 防火管理業務の一部委託について〔 該当 ・非該当 〕

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表8「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、〇〇〇〇株式会社の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
 - (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
 - (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
 - (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
 - (5) 管理権原者は、統括防火管理者が全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。※統括防火管理者が該当する場合のみ記載してください。
-

2 防火管理者

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| ア 建物 | <u>基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段</u> |
| イ 防火施設 | <u>防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁</u> |
| ウ 避難施設 | <u>階段、避難口</u> |
| エ 電気設備 | <u>変電室、分電盤、ネオン管灯設備</u> |
| オ 危険物施設 | <u>少量危険物貯蔵取扱所</u> |
| カ 火気設備器具 | <u>給湯設備、ガス設備、ボイラー</u> |
| キ 消防用設備等 | <u>※消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯</u> |
- ※設置されているすべての消防用設備について記載してください。

- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理

- (9) 従業員等に対する防火・防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他 ※統括防火管理者への報告等（該当がある場合）

ア 防火管理者を選任又は解任したとき

イ 消防計画を作成又は変更したとき

ウ 防火対象物の法定点検を実施したとき

エ 消防用設備等の法定点検を実施したとき

オ 用途及び設備を変更したとき

力 内装改修などの工事を行うとき

キ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき

ク 臨時に火気を使用するとき

ケ 火気設備器具又は電気設備の新設、改修等を行うとき

コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき

サ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき

シ 防火管理業務の一部を委託するとき

ス 催物を開催するとき

セ 統括防火管理者に指示命令された事項についての結果

ソ 消防計画に定めた訓練を実施するとき

タ その他火災予防上必要な事項

(消防機関へ通報・届出が必要と考えられる事柄)

[illegible]

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施する前	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	※ <u>1年</u> に1回（ <u>総合点検</u> 終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書） ※特定用途防火対象物は <u>1年</u> 、非特定防火対象物は <u>3年</u> です。	防火管理者の確認を受けた後に報告する。
(5) 防火対象物定期点検結果報告	1年に1回 ※該当する場合のみ	管理権原者
(6) <u>消防用設備等の設置届出</u> その他	<u>消防用設備等の新設、増設、改修、移設した時</u>	<u>管理権原者</u>

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。
 - (2) 別表1は従業員等に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
 - (3) その他
防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。
防火担当責任者は、全従業員等が別表1の注意事項を実施しているか確認を行う。
-

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2『自主検査チェック表（日常）「火気関係」』及び別表3『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

(ア) 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。

(イ) 「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4「自主検査チェック表（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

実施時期は、〇月と〇月の年2回とする。

ウ その他

(ア) 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

(イ) 消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、防火管理者が確認、検査を実施する。

(2) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火担当責任者がチェックする。

イ 実施時期は、〇月 と 〇月の年2回とする。

3 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

- (1) 防火対象物の法定点検は、(株)〇〇防災設備に委託して 行う。

※該当する場合のみ記載

- (2) 消防用設備等の法定点検は、(株)〇〇〇〇防災設備に委託して 別表6により
行う。

- (3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

- (4) その他

建築基準法に定める定期調査報告を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火管
理者は、定期調査等の実施時に立ち会わなければならない。

※該当する場合のみ記載

4 報告等

- (1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。た
だし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

- (2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告
し改修しなければならない。

- (3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについて
は、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

5 その他

建物、防火設備、避難施設、(共有部分)の検査は、建物所有者が実施する。

※統括防火管理者に該当する場合は、共有部分の点検、検査等は、全体についての消防
計画に定められている責任区分により実施することとなりますので、具体的に誰が実施
するのかを明記してください。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

- (1) 従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
- ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
 - イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
 - ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。※該当する場合のみ
 - エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
 - オ その他
 - ・ 担当階の非常口等の管理状況について常に確認しておく。
 - ・ 担当階の非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておく。
-

(2) 火気管理等

- ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸い殻の点検を行う。
- イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は行わない。
- ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。
- オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
- カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- キ その他

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- ア 指定された場所以外で臨時的に火気を使用するとき
- イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
- ウ 危険物等を使用又は保管するとき
- エ その他
 - ・ ステージ、舞台等で危険物品や火薬類（クラッカー、花火等）又は火気を使用し、ショーや演技を行うとき
 - ・ カーテン、暗幕、じゅうたん等を設置し又は交換しようとするとき（特定用途）
 - ・ 展示品、装備品等の配置換えによる売場の模様替え又は主要、補助通路を変更するとき（百貨店等）

(4) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- カ その他

- ・ 警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。
- ・ 裏口から出入りする者のチェックを行う。
- ・ 始業時に従業員等に対して、防火防止対策の教育を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ・ 防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入店しないように従業員に徹底する。
- ・ 客席内の避難通路に観客等を収容しないこと。
- ・ 催事やバーゲンセール会場などの開設に伴い、混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難経路の確保、誘導員の配置など必要な措置をとる。

(2) 工事中の安全対策の策定

- ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- (7) 増築等で建築基準法第7条の6及び第18条第24項に基づき仮使用申請をしたとき

- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (7) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (4) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (9) 工事場所ごとに火気取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
- (1) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (4) 放火を防止するために、資器材等の整理整頓をすること。
- (4) 防火管理者の指示すること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

(4) その他

ア 防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

イ 避難経路図（別図１）を作成し、1階出入口付近、各階段の付近、従業員休憩室（ホテルの場合全宿泊室）に掲出する。

ウ その他

・春日部市火災予防条例等の基準に従い、客室及び避難経路を管理する。

・催物開催時の届出

・防火管理者は、演劇、コンサート等の催物を行う者に対し、火災予防上必要な指示をし、防火管理者に報告させる。

(ア) 催物主催者側の責任者

(イ) 催物内容、催物規模等の概要

(ロ) 火気等を使用する場合の火気取扱い責任者

(ハ) 喫煙管理及び火気管理の徹底方法

(ニ) 火災など災害時における観客等の避難誘導対策

・非常の際は速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを確保する。

・防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物等が防災物品であるかを確認する。

第6 自衛消防隊等

1 隊の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言が発せられた場合の隊の編成を含む。）は、次のとおり構成する。

任	務	分	担
自 衛 消 防 隊 長	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	・ 自衛消防活動に必要な指揮・命令を行う ・ 消防隊と密接な連携を図る ・ 避難状況の把握を行う	
通 報 連 絡 班	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	・ 119番で消防機関へ通報する ・ 館内への非常放送を行う ・ 関係者へ連絡を行う	
消 火 班	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	・ 消火器等による初期消火を行う ・ 消火困難の場合は速やかに退避する	
避 難 誘 導 班	<u>〇〇 〇〇</u> (役職名又は担当者名)	・ 出火時における避難者の誘導を行う ・ 逃げ遅れた者の確認を行う ・ 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる	

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

なお、従業員には、別に別記2「防火管理マニュアル」を作成し、配布する。

※他の事業所から火災が発生した時は、全体についての消防計画に基づき、自衛消防活動を行う。（統括防火管理に該当する場合）

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話により事務室等（又は防災センター）へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ 事務室等（防災センター）の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備等により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

(7) 放送文は別記3に定めるものとし、放送設備の付近に常備する。

(4) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1名以上を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

(9) 現場に急行した勤務員は、非常電話等により防災センター等に連絡する。

また、防災センター等の勤務員は、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（１１９番）へ通報する。

(1) 在館者の混乱を防ぐため、従業員のみわかる暗号文を放送する場合には、感知器が発報した旨の放送後に非常放送設備を手動により起動させ、暗号文を放送する。

なお、放送文は別記３によるものとする。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある 消火器（※設置されている消火設備を記入してください） を用いて消火する。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ メガホン、放送設備（※避難誘導に使用する設備を記入してください。） を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他

エレベーターによる避難は、原則として禁止する。（非常用エレベーターについては、避難困難者の使用する場合のみとする。）

3 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

4 その他

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL 〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

休日、夜間の防火管理体制については、別に定める。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備（※設置されている消火設備を記入してください。）を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、メガホン、放送設備（避難誘導に使用する設備を記入してください。）を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、隣接の住宅、寮等の従業員、警備会社等からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、(氏名)〇〇 〇〇 (施設等を維持管理することができる権限を持った者)とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。
- ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- オ その他

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
<u>1 飲料水</u> <u>2 非常用食（缶詰、乾パン等）</u> <u>3 医薬品</u> <u>4 懐中電灯</u> <u>5 携帯ラジオ</u> <u>6 携帯用拡声器</u> <u>7 救出用資機材</u>	<u>防災センター又は警備員室</u>

2 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 出火防止

ア 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ その他

ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。

(3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

(4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(6) その他

ア 避難通路の確保を行う。

イ 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

- ア テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は在館者に知らせる。
- ウ その他

(2) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、在館者の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、安全な場所で待機させる。
- (イ) 在館者を広域避難場所に誘導するときは、避難所 (○○○○公園)までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
- (ロ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (ハ) 避難には、車両等は使用せず徒歩とする。
- (ニ) その他

避難は一時集合場所○○○○に集合し、人員確認後、避難する。

イ その他

※避難、避難誘導は全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行う。(統括防火管理者が該当する場合のみ記載)

4 その他

(1) 管理権原者は、建物の使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 工事人に対する教育の徹底

イ 立入禁止区域の指定と従業員に対する周知徹底

ウ 避難経路の明確化

(2) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対策を講じる。

ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気ブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

イ 事業再開時には、火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

5 地震による被害の防止措置

(1) 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

(2) 被害防止措置の内容

ア 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

イ 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措置

ウ 避難経路、非常口の確保

エ その他

第9 防火・防災教育

1 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育の実施対象者・実施時期・実施回数・実施者は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者	防火 管理者	防火担当 責任者	火元 責任者
新入社員	採用時	採用時		○		
正規社員	○・○月	年2回		○		
パート アルバイト	朝礼時	必要時			○	○
備 考	○印は、対象者に対する実施者を示す。					

2 自衛消防隊員等の育成

自衛消防隊

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防隊の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

3 防火・防災教育の内容及び実施方法

- (1) 防火・防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、おおむね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

- (ｱ) 従業員等が守るべき事項について
(ｲ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

防火管理マニュアルの徹底に関すること。

- (2) 防火・防災教育の実施方法

ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。

イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。

- (3) その他

第10 訓 練

1 訓練の実施時期等

※特定用途防火対象物は消火及び避難訓練を年2回以上実施することが必要です。

- (1) 訓練の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

訓練の種別	実 施 時 期	備 考
消火訓練	〇月・〇月	・別記1により、実施する。
通報訓練	〇月・〇月	
避難訓練	〇月・〇月	
その他の訓練	〇月・〇月	
総合訓練	〇月・〇月	

- (2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

- (3) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイト（ローテーションを組み全員が参加できるようにする。）

ウ 建物全体で実施する訓練に参加する。（※統括防火管理者が該当する場合）

- (4) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

- (1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

イ その他

事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。

- (2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ その他

訓練指導者は、補助者等を要所に配置し、各操作などの安全を確認すること。

- (3) 訓練終了後

使用資器材収納時には、手袋・ヘルメットを着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、別表7「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

- (2) 防火管理者は、訓練終了後、訓練内容等について検討会を開催する。

別表1 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防 火 管 理 者		役職・氏名					
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	役 職	担当区域	氏 名	担当区域	役 職	担当区域	氏 名
1階	1階売場主任	〇〇売場	〇 〇	4階	総務課長	更衣室	〇 〇
2階	2階売場主任	〇〇売場	〇 〇				
3階	3階売場主任	〇〇売場	〇 〇				
担 当 者 の 任 務							
防火管理者		・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。					
防火担当責任者		・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。					
火元責任者		・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。					
従業員等の注意事項							
1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 3 火気設備器具の周辺は、きちんと整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。 4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸い殻入れを用いて喫煙すること。 6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。 7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。 9 喫煙場所などの吸い殻入れ、通路のごみ入れを確認するほか、吸い殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。 10 建物内外の整理整頓を行い、ごみやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。 11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 12 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。 13 その他							
(1) シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込まないこと。 (2) 色別された避難経路上へはみ出し陳列（ワゴン、平台、ハンガーなど）は、行わないこと。 (3) 裸火の使用又は危険物品を持ち込むことは、防火管理者の承認を得ること。 (4) 店内で、喫煙しているお客様を発見した場合は、直ちに制止させること。							

別表2

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

〇 月

実施責任者		火元責任者 〇〇（氏名）		担当区域		1 階〇〇売場		
日	曜日	実 施 項 目						
		ガス用具 のホース 老化、損 傷	電器器具 の配線老 化、損傷	火気設備 の設置、 使用状況	喫煙所	倉庫の施 錠	終業時の 施錠確認	その他（共用 部分の可燃物 の有無）
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告しま
す。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者
確 認

別表3

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者		火元責任者 ○○（氏名）		担当範囲		1 階		売場		
実施日時										
実施項目		確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	東側出入口								
		西側出入口								
	廊下 通路	北側廊下								
		バックヤード内 通路								
	階段	北側階段								
		南側階段								
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター	北側防火戸								
		南側 防火シャッター								
		店舗内 防火シャッター								
操作障害等	屋内消 火栓	北側階段脇								
		店舗内								
	自火報	受信機スイッチ								
		排煙起動装置								
備 考										

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

防火管理者
確 認

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表4

自主検査チェック表（定期）

実 施 項 目		確 認 箇 所		検査結果	
建 物 構 造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか、また、進入障害はないか。			
防 火 施 設	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か、また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	火気設備器具	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日
防火関係	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	電気設備	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日
避難関係	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	危険物施設	〇〇 〇〇	〇年〇月〇日

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表5

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか（例 物品の集積など）。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか（例 物品の集積など）。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げる物がないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか（手動式起動装置）。 (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管ぞう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 放送設備により、放送ができるかどうか。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改裝等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。（凡例）○：良 ×：不備・欠陥 △：即時改修
※設置されていない設備は斜線すること

別表6

消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

消防用設備等・特殊 消防用設備等の種類	点検の区分	機器点検	総合点検
	(設置されているすべての消防用設備を記入してください。)	○年○月○日	○年○月○日

* 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検設備業者	
住 所	
電 話 番 号	

別表7

自衛消防訓練実施結果表

実 施 日 時	〇〇〇〇年 〇月 〇〇日 〇時 〇〇分～ 〇時 〇〇分		
実 施 場 所	〇〇〇〇株式会社		参加人員 〇 名
実 施 範 囲	建物： ☐ 全体 ☐ 部分（ 棟 階）		
	参加事業所・参加部門 <u>※参加した事業所名を記入してください。</u>		
実 施 区 分	☐ 実働 ☐ 体験 ☐ 確認 ☐ 図上研究 <u>※訓練した区分に○で囲んでください。</u>		
実 施 内 容 (1～3については訓練内容を記録する。)	☐ 1 総合・消火・消火実放水・通報・避難・検証 ☐ 2 安全防護・応急救護・地震 ☐ 3 隊任務・編成・基礎行動・規律 4 消防技術会参加・出初式参加・消防演習参加		
訓 練 対 象 者	・従業員（ ☐ 全員・一部）、パート、アルバイト ・自衛消防隊員（全員・一部・特定の人） ・自衛消防隊 本部・地区隊（全員・一部） ・防災センター勤務者		
訓 練 想 定	☐ 火災・地震・その他（ ）		発災階（ 〇階 ）・場所（ 厨房 ）
訓 練 指 導 者	職 〇〇 氏名 〇〇 〇〇		
結 果 へ の 意 見	全体評価 推奨事項・反省点		
記 入 者	職 〇〇 氏名 〇〇 〇〇		
	主 な 訓 練 内 容		実技実施者・体験者名簿
1	自衛消防隊の各任務確認		参加人員 〇〇 名
2	火災発見時の周知方法		
3	119番通報要領		
4	防災センター、自衛消防隊への連絡要領		
5	在館者への情報伝達、避難指示要領		
6	避難誘導・介助要領		
7	応急救護の措置要領		
8	逃げ遅れた者の確認要領		
9	自衛消防隊本部の設置・運用要領		
10	身体防護（従業員等）、安全確保要領		
11	避難要領（従業員等）		
12	防災センターの運用、活用要領		
消防用設備 等・特殊消 防用設備等	1 2 3 4 5 6 7	自火報受信機、非常ベルの取扱要領 火災通報装置の取扱要領 放送設備、インターホンの取扱要領 消火器具、屋内消火栓の取扱要領 消火器、屋内消火栓の実放水体験 スプリンクラー設備、泡消火設備等の取扱要領 避難器具の取扱要領	
防火設備・ 避難施設	1 2 3 4	防火戸、防火シャッターの操作取扱要領 エレベーター、エスカレーターの停止要領 非常口、避難口、避難通路の確保要領 非常用エレベーター、排煙設備の操作要領	
そ の 他			

(年 月 日現在)

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

別記 1

訓練の実施要領

実施項目		実 施 内 容
消 火 訓 練	想 定	出火階、出火場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。
	(1)操 作	(1) 消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、消火活動の操作を行う。 (2) 設置されている消火設備消火活動の起動方法の確認操作、取扱い要領について確認を行う。 (3) ダクト消火装置等の起動方法、操作・取扱い要領について確認を行う。 (4) 移動式消火設備の起動方法の確認、ホースリールの操作を行う。 (5) 固定式消火設備の起動方法、操作・取扱い要領について確認を行う。 (6) 固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について確認を行う。 (7) スプリンクラー設備、泡消火設備の制御弁、末端試験弁等の開閉操作、取扱い要領について確認を行う。 ※自衛消防隊員の技術の程度に合わせたものとする。
	(2)放水、放射	(1) 設置されている消火設備により放水操作を行う。 (2) 前(1)以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。 (3) オイルパン、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。 ※特定防火対象物では、年1回以上実施する。
	(3)操 法	(1) 屋内消火栓操法を習得する（一人操法、二人操法、三人操法）。 (2) 動力消防ポンプ操法を習得する。
通 報 訓 練	(4)区画の形成	安全防護訓練と合わせて行う場合には、消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。
	想 定	(1) 火災、救助、救急等の災害種別を決める。 (2) 発生場所、燃焼物、燃焼範囲等災害の程度を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
	(1)火災発生時の措置	(1) その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。 (2) 火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 (3) 防災センター、自衛消防隊本部に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。
	(2)消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容) ・災害の種別 ・防火対象物の所在 ・防火対象物及び事業所の名称、目標 ・災害の発生場所、燃焼物 ・けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・内線電話、加入電話 ・訓練用通報装置 ・火災通報装置 (3) 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
	(3)館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ・必要により現場確認の前と後の情報に区分する。 ・必要により暗号、隠語を使用する。 (2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。 ・メガホン、携帯用拡声器 ・非常ベル、自動式サイレン ・非常放送設備 ・自動火災報知設備 ・業務用放送設備、インターホン ・内線電話

避難訓練	想定	(1) 火災か地震か災害を決める。 (2) 発生場所、避難経路、使用する階段を決める。 (3) けが人、避難を要する者の数を決める。
	(1)避難の指示	(1) 設置されている警報設備で避難開始の指示を伝える。 (2) 放送設備、インターホン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
	(2)誘導員の配置	(1) 次の場所に誘導員の配置を行う。 ・階段入口付近 ・通路角 ・エレベーター付近 ・エスカレーター付近 ・避難場所 (2) メガホン、携帯拡声器、旗等を活用する。
	(3)非常口の開放、避難路の確保	(1) 開錠の操作を行い、非常口を開放する。 (2) エレベーター、エスカレーターの使用禁止を周知する。 ・必要に応じてエレベーター、エスカレーターの停止操作、非常用エレベーターの消防運転を行う。 (3) 防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認、操作を行う。 ・必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。 (4) 避難障害物の除去等避難路の確保を行う。
	(4)避難誘導	(1) 避難を誘導する。 (2) メガホン、携帯拡声器、旗等を活用し、先導する。 (3) 介助を要する者の搬送を行う。
	(5)避難の確認	(1) 逃げ遅れた者の有無、避難した者の状況確認を行う。 ・けが人の受傷程度、人数の状況を調べる。 (2) 必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 (3) 状況を自衛消防隊本部に連絡する。
	(6)避難器具等の設置	(1) 避難器具等の設定を行う。 (2) 避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前の安全確認を行う。
総合訓練	想定	出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。 (1) 部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。 (2) 地震にあっては、地震の程度、被害の程度を決める。 (3) 救助事象にあっては、事故場所、事故の内容、けが人の数と程度を決める。 (4) 避難を要する者、介助、救護を要する者は被害の程度に応じて決める。
	(1)発災場所の確認	(1) 火災の発生は、次による。 ・旗又は灯火で発災場所を示す。 ・非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 (2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。 (3) 放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。 (4) 出火場所に急行して現場の状況を確認し、自衛消防隊本部に報告する。

(2) 消防機関への通報	(1) 消防機関へ通報する。 (通報内容)・災害種別 ・防火対象物の所在 ・防火対象物及び事業所の名称、目標 ・災害の発生場所、燃焼物 ・けが人、避難を要する者の有無 (2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ・内線電話、加入電話 ・訓練用通報装置 ・火災通報装置 (3) 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。
(3) 館内への連絡	(1) 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ・必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・必要により暗号、隠語を使用する。 (2) 連絡、伝言には次の装置等を使用する。 ・メガホン、携帯拡声器 ・非常ベル、自動式サイレン ・非常放送設備 ・自動火災報知設備 ・業務用放送設備、インターホン ・内線電話
(4) 初期消火	(1) 消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。 (2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。 (3) その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。 (4) 特殊消火設備は、起動装置、取扱いの確認、操作を行う。 ※ 消火水、消火剤の放出は、一連の活動とは別に実施することでもよい。
(5) 区画の形成	(1) 初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。 (2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作して行う。 (3) エレベーター・エスカレーターの運転中止の確認操作を行う。 (4) 防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作をして行う。 ・防煙たれ壁、排煙口の操作 ・機械排煙の活用
(6) 避難誘導	(1) 避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。 (2) 非常口、避難路の確保を行う。 (3) 階段入口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。 (4) 介助を要する者の搬送を行う。 (5) メガホン、携帯用拡声器、旗等を使用し避難誘導を行う。 (6) エレベーター、エスカレーターの使用禁止、危険区域を周知する。 (7) 逃げ遅れた者の有無、避難者の確認を行う。 (8) 避難者の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。
(7) 応急救護	(1) 救護所を設定する。 (2) 担架又は徒手により、けが人等を搬送する。 (3) 受傷者の応急手当をする。 (4) 措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。
(8) 指揮	(1) 隊本部、地区隊本部を設定する。 (2) 指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。 (3) 副防災センター、中央管理室その他所定部署との連絡、確認を行う。 (4) 消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。 ・災害状況 ・避難状況（けが人等を含む。） ・活動状況 ・消防用設備等、機器の作動状況

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者（ ）
- 2 初期消火担当者（ ）
- 3 避難誘導担当者（ ）
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（ ）

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

1 通報連絡

119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）

防火管理者に連絡し、指示を受けてください。

2 消火活動 消火器を使って、消火活動を行います。

3 避難誘導

避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

1 まず身の安全を図ってください。

蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。

2 火の始末を行ってください。

揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

（1）厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることことがないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある店舗等）

（2）サウナ室内の熱源周辺の下地板が、熱により異常に変色していないか定期的に確認してください。（サウナが設置してある施設等）

（3）飲酒をしているお客が多いので、喫煙管理を徹底してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）

（4）酩酊者を優先して避難誘導してください。（飲酒させる店又は酔客を収容する施設等）

1 放送文例（火災時）

(1) 放送文例

「館内にいる皆様にお知らせいたします。〇階の〇〇で火災が発生しました。係員の指示に従い、〇〇側の階段を使って避難してください。」

※正確な情報を伝えることがパニック抑制につながります。

(2) 従業員用に向けられた暗号文例

「〇〇〇〇、△へお集まりください。」

2 放送文例（地震時）

ア 地震予知判定会招集時

正確な情報を伝えることがパニック抑制につながります。

「館内にいる皆様に地震予知情報をお知らせいたします。ただいま、東海地震に関する判定会が招集されたとのニュースが入りました。」

「この判定会は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつくかどうかを地震の専門家により判断するものです。」

「この結論が出るまでには、あと数時間程度かかる見込みです。今のところ、地震が発生する恐れがあるかどうかは、わかっておりませんが、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。」

別図1

避難経路図

